

事務連絡
平成 29 年 2 月 14 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

急性脳炎等に係る実態把握について（協力依頼）

標記について、平成 25 年度から平成 27 年度まで実施された、研究事業「日本脳炎並びに予防接種後を含む急性脳炎・脳症の実態・病院解明に関する研究」（研究代表者：多屋馨子）に対して、「日本脳炎及び予防接種後を含む急性脳炎・脳症等の実態把握について」（平成 25 年 11 月 22 日付事務連絡）により協力を依頼していました。

今般、上記研究事業の結果を踏まえた新たな研究事業として、「厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）」において、「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」（研究代表者：多屋馨子）を実施することとなりました。

つきましては、引き続き原因不明の急性脳炎・脳症の病因解明を行うとともに、以下の対応について、ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本件の詳細については、研究代表者までお問い合わせ願います。

記

- 1 医療機関から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。）第 12 条に基づく急性脳炎の届出があった場合、病原体不明とされた症例については、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体を検出するための検査を実施されたい。なお、地方衛生研究所等における当該検査等の費用については、感染症発生動向調査事業負担金の対象となります。

- 2 1の検査を実施し、病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合には、研究班において詳細な解析を行うことができるので、可能な限り、以下の研究代表者に情報提供するとともに、①症状・所見等臨床情報、②症状の急性期に採取された臨床検体（可能な限り次の5点：EDTA 血、髄液、呼吸器由来検体、便、尿）、③急性期と回復期のペア血清の送付をお願いします。

研究代表者：多屋 馨子（たや けいこ）

所 属：国立感染症研究所感染症疫学センター第3室

連 絡 先：電話番号：03-5285-1111（代）

F A X：03-5285-1129

E-mail：ktaya@niid.go.jp

- 3 予防接種法に基づき、予防接種後の副反応疑い報告として厚生労働省に届出られた脳炎・脳症及び急性散在性脳脊髄炎（ADEM）症例については、厚生労働省より都道府県等に対し原因究明のため、協力要請を行う場合があります。その場合は、可能な限り、地方衛生研究所等において病原体の検査等の実施をお願いします。病原体が確認されない場合又は地方衛生研究所等での検査が困難と判断された場合については、上記2と同様に研究班での検討が可能です。